災害名［市区町村記入欄］

記載例（表）

別紙様式第７号

被災者生活再建支援金支給申請書

都道府県センター受付欄

【同意事項】罹災証明書の被害程度が変更された場合、既に出されていた支給決定が取消又は変更されることに伴う差額を返還します。

被災者生活再建支援法人
公益財団法人都道府県センター理事長　殿
上記【同意事項】に同意の上、被災者生活再建支援金の支給を申請します。

① 申請日　令和　　年　　月　　日

② 申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③

申請回数〔支給番号〕	
初回	２回目以降〔　　〕

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

④

Ⅰ　被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

ふりがな　こまつ　たろう	生年月日	性別
氏　名　小松　太郎	大・昭・平・令　○年○月○日	男　女

②被災した住宅の住所（被災住所）

〒 923-○○○○
小松市○○町１23番地4

③世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）　７人以上の場合は備考欄へ記入して下さい。

	ふりがな	生年月日		ふりがな	生年月日
1	こまつ　はなこ 小松　花子	大・昭・平・令　○年○月○日	4		大・昭・平・令　年　月　日
2	こまつ　うめこ 小松　梅子	大・昭・平・令　○年○月○日	5		大・昭・平・令　年　月　日
3	こまつ　じろう 小松　次郎	大・昭・平・令　○年○月○日	6		大・昭・平・令　年　月　日

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を１つにする世帯主以外の方をいいます。

Ⅱ　被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✔を記入し下表は空欄にしてください。）

⑤

現在の住所	□被災住所と同じ　〒 ○○○－○○○○ ○○市○○町１丁目２番地3

⑥

電 話 番 号	○○○（　○○○○　）○○○○

Ⅲ　世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✔を記入し下表は空欄にしてください。）

⑦

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
○○銀行	○○支店	普通	○○○○○○

ゆうちょ銀行	記号						番号								
口座名義（カナ）	コ	マ	ツ		タ	ロ	ウ								

⑧ 口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

被災者生活再建支援金支給申請書の記入にあたり、下記の記入方法を必ずご確認の上、記載例を参考に、別紙の申請書に記入してください。 申請にあたり、預金通帳の写しもしくはキャッシュカードのコピーは、必ず必要です。
なお、ご不明な点等ございましたら、お気軽にふれあい福祉課（☎0761-24-8051）へご連絡ください。

【記入方法】

小松市
イメージ
キャラクター
「カブッキー」

①【申請日】は、**市役所に提出した日**（郵便の場合は封入された日）

②【申請者氏名】は、**世帯主の氏名**を記入してください。ただし、災害発生日時点（基準日）での世帯主が亡くなられた場合は、世帯員の方が記名し、【申請者氏名】の欄、【世帯主以外の方が申請する場合はその理由】に、理由を記入してください。
（例.世帯主○○ ○○が令和○年○月○日に死亡したため」）

③【申請回数】は、**初回に「○」**をつけてください。

④【Ⅰ被災時の世帯状況】については、災害発生日時点の世帯員全員の氏名を記載してください。

また、被災した住所に住民票をおいていない方は、居住していることが確認できる書類（水道、電気等の料金明細、町内会長による居住証明等）を添付してください。
同一家屋に、複数世帯が同居しており、住民票が同一であっても、それぞれに生計を立てている場合（電気や水道等が別々に契約されているなど）は、別世帯となり、それぞれの世帯で申請できます。その場合も確認できる書類（*水道、電気等の料金明細など）が必要です。
→料金明細のコピーは、災害発生日前3ヵ月使用分

⑤【現在の住所】は、**居住している住所を記入**してください。こちらに、**支給決定通知が届きます。**被災した住宅に住んでいる場合は、【現在の住所】の右側のチェックボックス□に✓を記入してください。また、建物名がある場合、部屋番号まで記入してください。

⑥【電話番号】は、**日中連絡がとれる連絡先**を記入してください。（申請内容について確認させていただく場合があります。）

⑦振込先が分かる**預金通帳の写し（口座名義の「ヨミガナ」が記載されている部分）**もしくは、**キャッシュカードのコピーを提出**してください。
振込先口座は、**国内の金融機関に限り、普通預金口座のみ**となっております。当座預金・貯蓄預金等の取り扱いは、できません。
また、**姓と名は一マスあけ、濁点は1文字として記入**してください。

⑧やむを得ない理由があるときは、同一世帯員に限り、**委任状**を提出いただければ支援金を受け取ることができます。世帯主が亡くなられた場合は、住民票で確認するため委任状は不要です。
【口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください】の欄は、「世帯主 ○○ ○○が令和○年○月○日に死亡したため」などの理由を記入してください。

記載例（裏）

⑨

Ⅳ

（１）申請する**基礎支援金**について該当する金額を〇で囲み、申請額を記入して下さい。

（初めて申請される方は必ず記入してください。２回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。
なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、（２）に記入してください。）

区　分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100 万円	75 万円		
半壊解体	100 万円	75 万円		
敷地被害解体	100 万円	75 万円		
長期避難	100 万円	75 万円		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由：

申請額(A－B)：　５０　万円

⑩

（２）申請する**加算支援金**について該当する金額を〇で囲み、申請額を記入して下さい。

区　分		今回申請(C)		受給済(D)	
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
建設・購入		200 万円	150 万円		
補修		100 万円	75 万円		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く		50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
中規模半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円

申請額(C－D)：　１００　万円

注）それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

Ⅴ　初めての申請の際、世帯主のマイナンバーを以下へ記入した場合は住民票の添付が不要となります。

市区町村本人確認欄

市区町村記入欄

添付書類確認欄

罹災証明書	住民票	預金通帳の写し	解体証明書	敷地被害証明書	長期避難証明書	契約書の写し	その他

記入不要

備考欄

その他添付書類・申し送り事項等

※罹災証明書における被害の程度が変更となった場合は□に✔及びカッコへ変更経過を記入
□　（【変更前】　　→【変更後】　　）
＊この場合、都道府県センターで事実関係を確認後に、支給決定を行います。

担当部署　　担当者名

【記入方法】

⑨基礎支援金は、罹災証明書の区分が全壊、大規模半壊の方で、今回申請(A)欄の複数世帯(2人以上)または、単数世帯のどちらかを〇で囲み、太枠の「申請額(A-B)」に、記入してください。罹災証明書が半壊、中規模半壊、大規模半壊の世帯において、やむを得ない理由(下記参照)により解体した場合は、区分が半壊解体または敷地被害解体となり、基礎支援金が支給される場合がありますので事前にご相談ください。

(参考)やむを得ない事由
- 「住宅が傾き、そのままにしておくと危険であるため。」
- 「豪雨による住家に流入した土砂を撤去するため」
- 「耐え難い悪臭」など

※解体の場合は、閉鎖事項証明書(登記簿)または解体証明書(市ふれあい福祉課発行)が必要です。

⑩加算支援金は、罹災証明書の区分が全壊、大規模半壊、中規模半壊の方が対象です。
再建方法(区分:建設・購入、補修、賃貸住宅)と世帯人数により、支援金が異なります。
今回申請(C)欄を〇で囲み、太枠の「申請額(C-D)」に記入してください。
また、建設とは、被災した住家を建て替えた場合をいい、補修とは、被災した住家の一部を改築、改修した場合となります。
申請の際は、再建方法に応じた**契約書の写しを提出**してください。
工事または不動産の契約者は、申請者または申請者と同一世帯の方となります。

※Ⅴ以降は、記入不要です。

Q&A

Q1.応急修理制度(災害救助法)と加算支援金は、併用できますか。

A1.応急修理の市工事分を除く自己負担分については、加算支援金の対象となり、自己負担分の金額に関わらず、定額の支援金が支給されます。申請の際は、契約書の写しを提出してください。

Q2.世帯の所得金額により支援金が支給されない場合はありますか。

A2.支援金の支給には、所得要件は含まれていません。

Q3.申請書を提出してから、どのくらいの期間で振り込まれますか。

A3.申請書は、小松市から、県を通じて、被災者生活再建支援法人(国)にて審査されるため、申請から振込までは数カ月間要します。被災者生活再建支援法人より支給決定通知が送付されてから、振り込みとなります。

Q4.支援金は課税の対象となりますか。

A4.支援金は非課税所得です。